

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について

本市では、5月6日（水）まで、一斉臨時休業の措置をとっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況や本市域の状況を踏まえ、下記のとおり臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することとしました。

つきましては、保護者の皆様には、臨時休業中はできるだけ人との接触を避け、感染防止を図ることが重要であることを御理解いただき、お子様の新型コロナウイルスの感染防止と健康管理に御留意くださいますようお願いいたします。

また、当面は、登校日についても実施しないこととし、今後、本市の感染者の発生状況等を見ながら、児童の健康状況の把握や家庭学習の状況の確認のため、登校日の設定が可能となれば、改めてお知らせします。

なお、この度の措置につきましては、今後の感染拡大の状況等によって、変更する必要があることを申し添えるとともに、追加のお知らせをする場合がありますのでよろしくようお願いいたします。

記

- 1 休業期間 令和2年5月31日（日）まで
- 2 対 象 全校児童
- 3 臨時休業中の家庭学習について
各教科等において、新年度の学習内容から、教科書等に基づいて、家庭でお子様が学習できるよう、課題についてお知らせしたり、配付したりします。学習内容等でご心配なことがございましたら、ご連絡ください。
- 4 留意していただきたいことについて
 - (1) 臨時休業中の過ごし方について
 - ・ 現在、症状の出していないお子様についても、人の多く集まる所に行くことを避けてください。ただし、運動不足の解消や気分転換を図るために、近くの公園等で散歩やジョギングをするなどの活動を制限するものではありません。
 - ・ 生活リズムカレンダーや日課表を活用して、規則正しい生活を心がけてください。
 - ・ スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、ご家庭においてお子様との話し合いを通じてルールづくりをしてください。
 - (2) 家庭学習について
 - ・ 臨時休業期間中は、自宅で過ごすことが基本となりますので、計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等に取り組むことができるようお願いいたします。
 - (3) お子様の健康管理について
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合は、保健センターに相談し、その指示内容に従ってください。
 - ・ 臨時休業中に新型コロナウイルス感染症にり患した場合は、すぐに学校へ連絡をしてください。
 - ・ なお、自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を、保護者の方も含め行うようにしてください。
 - (4) 家庭等で過ごすことが困難な児童への対応について
 - ・ 臨時休業は、原則、全校児童を対象としていますが、「保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことのできない低学年（1～3年生）児童」（原則、放課後児童クラブ登録児童）については、感染防止策に十分留意した上で、受入を継続します。
 - ・ 接触機会を極力減らす観点から、事業主の協力を得て仕事を休み、家庭でお子様を見ることが可能な場合や祖父母や4年生以上の兄弟姉妹等がいる場合は、自宅で過ごすなど、できるだけ利用を控えていただくよう、お願いいたします。
 - ・ やむを得ない理由により、受入を希望される方は、学校にご連絡ください。
 - (5) 特別支援学級に在籍する児童について
 - ・ 学校での受け入れ等、心配なことがございましたら、ご遠慮なくご相談ください。
 - (6) その他
 - ・ 学校に提出された連絡先に変更がある場合は、必ず学校に御連絡ください。
 - ・ お子様を安心して過ごせるよう、家庭訪問や電話連絡を希望される場合は、学校へ御相談ください。